平成25年労第119号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC(以下「会社」という。)に臨時社員として入社し、新聞配達の業務に従事していた。同年〇月〇日、請求人は、新聞配達業務を終え、会社所有のバイクで帰宅途中、飲酒運転の車に追突されるという交通事故(以下「本件通勤災害」という。)に遭った。請求人は、D医療センターに緊急搬送され、「左大腿骨開放骨折」と診断され、手術のため、入院となった。

請求人は、その後、療養を継続し、平成〇年〇月〇日、治ゆ(症状固定)となった。監督署長は、平成〇年〇月〇日、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第9級に該当すると認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

本件通勤災害による受傷の約1年半経過後の平成〇年〇月〇日、請求人は、普段と違い、落ち込みが激しいと思い、「左大腿骨開放骨折」の療養を行っていた D医療センターの精神科に受診したところ、「うつ病」(ICD-10の診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」)(以下「本件疾病」という。)と 診断され、以後、通院による療養を開始した。

請求人は、本件通勤災害が原因で、本件疾病を発病したとして、監督署長に療

養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が本件通勤災害を原因とするものと認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)本件疾病の発病の時期について、請求人は、平成〇年〇月〇日の本件通勤災害後から精神に異常を来した旨主張しているが、請求人の受傷の状況及び後遺症の状況等から、精神的なショックを受けたであろうことは想像に難くなく、将来に対して悲観的な感情等が生じることは理解できるものの、請求人が主張する本件通勤災害後から発病していたことを裏付ける客観的な証拠は認められない。当審査会は、気分の激しい落ち込み、不安感、不眠等の具体的な精神障害の症状が出現した平成〇年〇月頃に本件疾病を発病したとする労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の医学的見解の所見は妥当であると判断するものであり、本件通勤災害後から精神障害を発病した旨の主張は認めることはできない。
- (2) また、請求人のその余の主張について子細に検討したが、当審査会も妥当で

あると判断する決定書理由第2の2の(2)で説示する結論、すなわち、請求 人の本件疾病の発病に係る心理的負荷の総合評価は「中」であり、本件疾病と 本件通勤災害との間に相当因果関係があるとは認められないとの判断を左右す るに足りるものはない。

3 以上のとおり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。